

須総発第158号

令和6年3月29日

建設工事業者 様

須崎市長 楠瀬 耕作



須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領（営繕工事編）の制定について（通知）

建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、4週8休を現場の休工日の基本とする須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領（営繕工事編）を制定します。

なお、この須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領（営繕工事編）については、須崎市が発注する営繕工事に適用するものとします。

記

1 制定内容

別添のとおり

2 施行日

この試行要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用します。

（問い合わせ先）

総務課総務管財係契約担当

TEL：0889-42-3791

須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領(営繕工事編)

(趣旨)

第1条 この要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、須崎市が発注する営繕工事(建築物等の新築、改築、増築、模様替、改修及び修繕)で、土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」(以下、「モデル工事」という。)を試行するにあたり必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 モデル工事は、須崎市が発注する次に掲げる営繕工事を対象とする。ただし、現場施工が7日未満の工事、工期や作業工程に制約がある工事又は社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事(緊急応急工事を含む。)については対象外とする。

・受注者希望型

受注者がモデル工事の実施を希望する工事(第5条第2項に規定する特記仕様書の記載がない場合であって、工事着手前に受注者からモデル工事の実施について協議があり、適当と認めた場合を含む。)

(対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

(休工日の確保)

第4条 受注者は、モデル工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。

2 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休(4週6休及び4週7休を含む。)もモデル工事として認めるものとする。

なお、4週8休とは、労働時間の区切りを4週とし、この間に8日の休日を確保する制度をいう。

3 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休(4週6休及び4週7休を含む。)もモデル工事として認めるものとする。

4 休工日は、分離発注の場合において、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態を含む。

(実施方法)

第5条 第2条により、モデル工事の対象とした工事は、別途、発注課が行う実施状況に係る調査の際に、所

定の様式により報告するものとする。

- 2 発注者は、モデル工事の実施にあたって、特記仕様書にモデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）し、工期については、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方（https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000033.html）等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。
- 3 モデル工事の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「週休2日制モデル工事確認要求書」（別紙2参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。
なお、モデル工事を実施しない場合においても、前項で設定した工期は変更しないものとする。
- 4 受注者は、施工計画書等の提出時にモデル工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議するものとする。
- 5 受注者は、モデル工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。（別紙3参照）
- 6 受注者は、下請企業を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場での作業を行わないよう要請するものとする。
- 7 受注者は、第4条第2項の規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面又は電子メールで提出するものとする。
- 8 受注者は、第4条第3項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面又は電子メールにより発注者に報告するものとする。
- 9 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。
- 10 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。

（経費の負担）

第6条 現場の閉所状況に応じ、別紙4に掲げる補正（変更契約）を行うものとする。ただし、工事着手前にモデル工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。

なお、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日）を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。

（アンケート調査等）

第7条 発注者がモデル工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

（その他）

第8条 モデル工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

「週休2日制モデル工事」に関する特記仕様書への追記

「週休2日制モデル工事」の実施について

本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。

実施にあたっては、須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領(営繕工事編)による。

☐受注者希望型

週休2日制モデル工事確認要求書

年 月 日

須崎市長 様

(受注者)

印

次のとおり「週休2日制モデル工事」を実施したいので、確認を求めます。

1 工事名(工事番号) ○○○○工事(○○ 第○○号)

2 工事場所 須崎市○○町

3 工期 年 月 日 ～ 年 月 日

上記事項について適当と認めますので、施工計画書等提出時に週休2日制モデル工事に対応した工程表を監督職員に提出してください。

年 月 日

(受注者)

○○建設株式会社

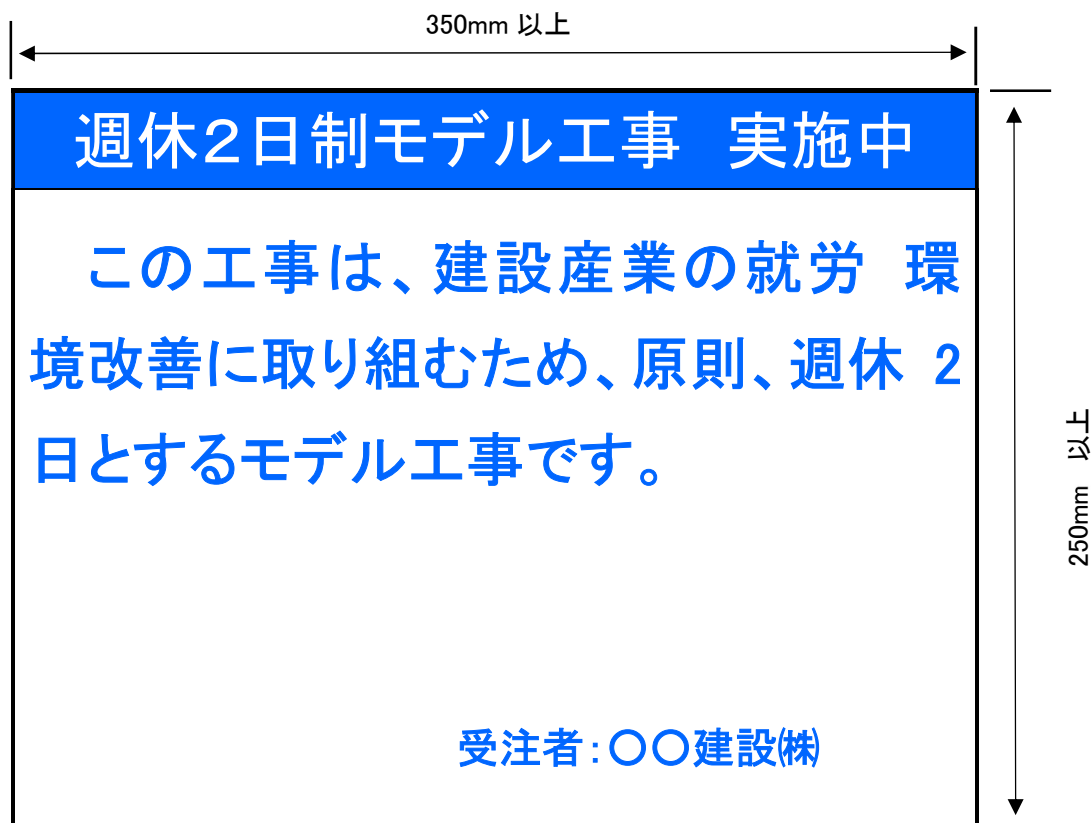
代表取締役 ○○様

須崎市長

印

- 注 1 受注者は「工期」までを記入したものを3部作成して監督職員に2部提出する。
- 2 受注者はモデル工事を実施する場合の工程表を2部作成して工事確認要求書に添付のうえ監督職員に1部提出する。
- 3 発注課は記入事項を確認のうえ「週休2日制モデル工事確認要求書」を回議、押印のうえ受注者に1部送付し、各々が相手方押印のあるものを1部ずつ保管する。

(掲示例)



※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする。

週休2日制モデル工事における経費等の補正計数について

	補 正 係 数		
	4週6休以上 7休未満 ^{※1}	4週7休以上 8休未満 ^{※2}	4週8休以上 ^{※3}
労務費	1. 01	1. 03	1. 05

※1 4週6休以上7休未満:現場閉所率21. 4%(6/28日)以上25. 0%未満

※2 4週7休以上8休未満:現場閉所率25. 0%(7/28日)以上28. 5%未満

※3 4 週 8 休 以 上:現場閉所率28. 5%(8/28日)以上

現場閉所率は次式により算出する。

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数／対象期間の日数×100(%)

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は要領第3条による。

表 A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※1	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価単価	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※1 「市場単価」: 市場単価及び補正市場単価、「物価資料」: 物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング プルボックス	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接 地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及 び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気 口、ダンパー等の取 付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設 置(ユニットを 除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21